

《一部新規》

担 当	障がい福祉室生活基盤推進課 整備グループ
担当者	余田、東、松川
内 線	2 4 5 0
直 通	0 6 - 6 9 4 4 - 6 6 7 2

平成29年度当初予算額 3,293 万 4 千円

長期入院精神障がい者退院促進事業

～ 在院期間1年以上の寛解等患者を3年間で完全解消 ～

府内の全精神科病床を対象に毎年実施している「精神科在院患者調査」によると、1年以上の長期入院患者は、最近の5年間で1千名余り減少した。

しかし、寛解・院内寛解状態[※]であるにも拘らず、1年以上入院を続けている患者は700名を超えていることから、以下の取り組みを行い、平成29年度からの3年間で完全解消を目指す。

注) 寛解：最小限の服薬は必要だが社会生活上の支障は認められず、退院し自立生活可能と予測される状態
院内寛解：院内の保護的環境では日常生活に問題はないが、一般社会では不適應、症状増悪等を起こしやすい状態

<事業概要等>

◆ 地域精神医療体制整備広域コーディネーター(仮称)の配置<新規>

各市町村における保健・医療・福祉による協議の場等との連携・協力のもと、退院に向けた支援が必要な患者を把握するための取り組みを企画・実施し、対象者を市町村へつなぐ役割を担う、地域精神医療体制整備広域コーディネーター(以下「広域 Co.」)を配置。

広域 Co.は、市域を越えて入院している患者が約半数を占めている状況に鑑み、二次医療圏ごとに各1名、計8名を配置する。

◆ 精神科病院職員研修事業

精神科病院の職員が退院促進の視点を持って患者・家族に対応することが可能となるよう、府内の全精神科病院を対象とする全体研修に加え、広域 Co.や保健所等関係機関の協力を得て精神科病院ごとにスタッフに対する院内研修を実施する。

◆ 退院促進ピアサポート強化事業

精神科病院から退院し地域で暮らしている当事者が、病院に出向き自らの体験を入院患者に話すなどの意見交換する場の提供や、入院患者が外出して地域の事業所等社会資源を実際に見学する際の同行など、退院意欲の喚起につなげるピアサポーターの活動を支援する。

担 当 者 子 ども 室 子 育 て 支 援 課 推 進 グ ル ー プ
 担 当 者 柿 本、 尾 崎
 内 線 4 2 6 1
 直 通 0 6 - 6 9 4 4 - 7 1 0 8

平成29年度予算額： 1,235万6千円

《新規》【知事重点】

子どもの未来応援ネットワークモデル事業
 ~子ども及び保護者のトータルサポート支援~

【目的】

子どもの貧困対策に資するよう、支援を要する子どもの発見から対策の実施、見守りまでをトータルでサポートする体制づくりに向けて、モデル事業を実施（1市で実施予定）

【事業概要】

■ステップⅠ：課題の発見 【（仮称）子どもの未来応援チームの結成】

⇒高齢者などの地域人材に「（仮称）子どもの未来応援チーム（以下、「応援チーム」【※】）」として協力いただき、支援の必要な子どもや保護者をめれなく発見できるようにしていく

【※】応援チーム：地域の高齢者、NPO、子どもの居場所（学習支援・子ども食堂）等の実施者、教員OBなどを候補として想定。訪問による子どもや家庭の状況確認や訪問記録を作成

■ステップⅡ：課題整理 【関係者会議の設置】

⇒既に活動されているSSWやCSW等と応援チームとで「関係者会議（中学校区単位）」を設置
 具体的なケースにおける課題を整理

（検討にあたっては、子どもだけ、保護者だけではなく、世帯に着目した検討を行う）

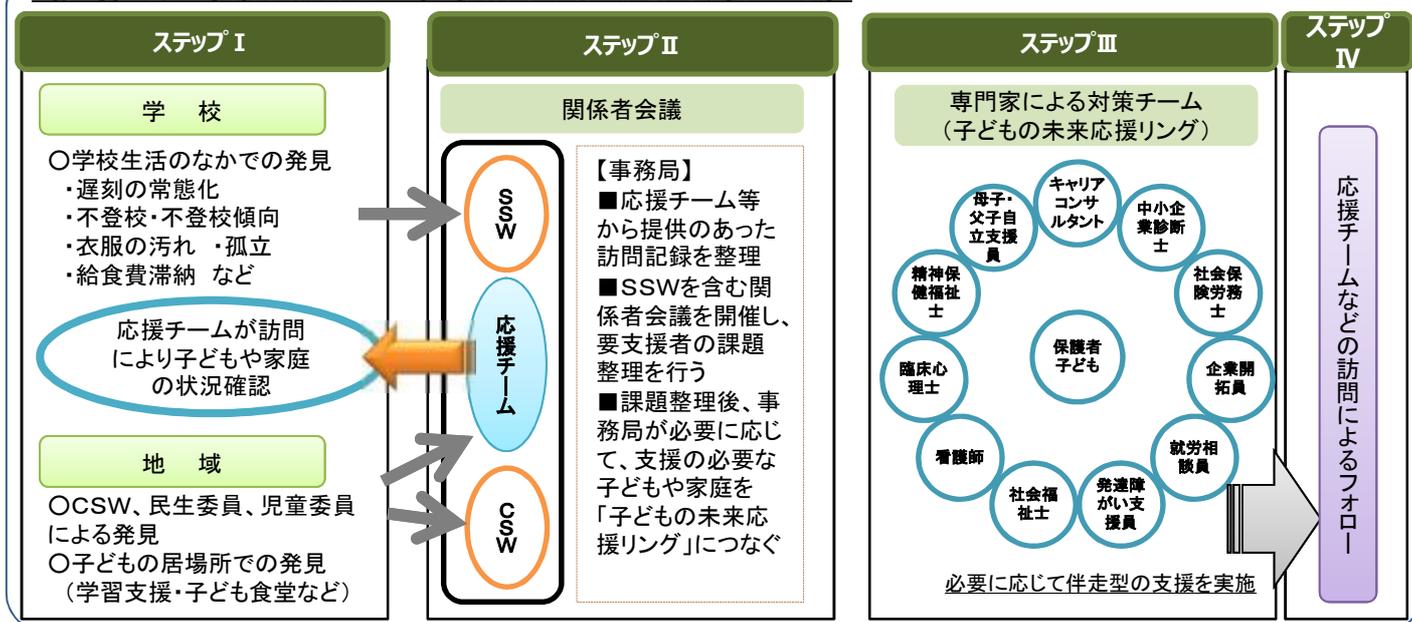
■ステップⅢ：専門家による支援へのつなぎ 【子どもの未来応援リングへのつなぎ】

⇒既存の生活困窮者自立支援事業と子どもへの対応（子どもの未来応援リング）を総合的に実施
 応援チームが、必要に応じて伴走型支援を実施

■ステップⅣ：支援後の見守り

⇒支援を行った子どもや保護者について、応援チームにおいて、適宜、訪問によるフォローを実施

（参考）モデル事業の想定フロー（学校という場を介したプラットフォーム）



担 当 子 ども 室 家 庭 支 援 課 相 談 支 援 グ ル ー プ
 担 当 者 林、深 田、堺
 内 線 4 2 5 9
 直 通 0 6 - 6 9 4 4 - 6 6 7 5

《一部新規》【一部知事重点】

平成29年度当初予算額： 2億2,806万2千円

児童虐待防止対策の強化

～民間連携やICT化などによる子ども家庭センターの体制の強化～

【目的】

児童虐待相談対応件数の急増や事案の深刻化等に対応するため、子ども家庭センターの職員数の増（H23からH28の6か年で50名増）や組織再編などに取り組んできたところであり、引き続き、民間連携やICT化などにより、子ども家庭センターの体制強化及び子どもの権利擁護体制の充実を図ります。

【事業概要】

◆児童の安全確認等にかかる体制強化事業（拡充：63,601千円（H28比55,021千円増））

⇒平成28年度に中央子ども家庭センターにて試行的に実施していた軽度事案の安全確認等業務の一部外部委託について、全センターに拡大し、子ども家庭センターのマンパワーを重篤事案に集中・特化します。

◆夜間・休日電話対応体制強化事業（拡充：41,570千円（H28比21,519千円増））

⇒平成27年7月から3ケタの189番となった児童相談所全国共通ダイヤルや夜間休日虐待通告専用電話等について、受電回線を1回線から2回線に増やすなど、受電体制を強化します。

◆児童相談ITナビシステム改修事業（新規：6,412千円）

⇒家庭や子どもの支援を充実させるため、児童相談の適切な進捗管理、統計などを行う児童相談ITナビシステムを改修し、機能強化を図ります。

◆児童保護支援員（警察官OB）の増配置（拡充：41,551千円（H28比18,610千円増））

⇒子どもの安全確認や保護等への対応体制を強化するため、警察官OBを増配置します。（7名 → 13名）

（参考）児童虐待相談対応件数の推移

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27
全国 児童相談所	56,384	59,919	66,701	73,802	88,931	103,260
府子ども家庭センター	4,820	5,711	6,079	6,509	7,874	10,427

担当：介護支援課 地域支援グループ
 担当者：坂口、元木、吉田
 内線：4499
 直通：06-6944-0139

《 新規 》 【 知事重点 】

平成 29 年度当初予算額 2, 393 万 7 千円

大阪ええまちプロジェクト～支え合いによる地域包括ケアシステムの構築に向けて～

現状・課題

- 1 少子高齢化、人口減少社会の中、介護ニーズは年々増大し介護費増だけでなく、担い手不足も懸念
- 2 大阪府は要介護認定率・介護費が全国一高い（軽度者の認定率が高い）
- 3 身近に事業者が多く、互助が生まれにくい（新しい総合事業の住民主体型サービスの導入が一向に進まない）
- 4 市町村や生活支援コーディネーターには地域で活動しようとしている団体等への支援ノウハウがない

対応の方向性

- ・軽度者の介護ニーズ（掃除、ゴミ出し等の家事援助）は専門職以外による、地域の互助活動や支え合い活動などの新たな担い手が対応することを推進
- ・いくつになっても元気に生活できる介護予防の重要性と、社会参加の重要性を周知。府域を挙げて地域活動への参加に向けた気運を醸成
- ・市町村が、地域の互助活動を活発化させるための広域的支援を実施

検討協議会の設置（H28.9月補正予算事業）

「住民主体の生活支援サービス創出支援検討協議会」
 政令市、小規模自治体、府社会福祉協議会、府ボランティア協会、府老人クラブ連合会、豊中市社会福祉協議会、先進 NPO（寝屋川あいの会等）他

市町村の住民主体型のサービス創出に向けて、総合的な広域支援を実施

（1）住民主体型サービス立ち上げ支援・伴走型支援

- ・府内で先駆的に活動している NPO 法人や、社会福祉協議会等が、新たに住民主体型サービスを立ち上げる個人や団体等の困りごと等に対し、随時型の対応相談支援を実施
- ・ビジネスで培った経験や知識、専門性を活かした地域貢献活動に志のある人材を活用し（3～6人のチーム）、既存活動団体（地域包括ケアの担い手となる NPO や地域団体等）の有する課題に応じて、短期、長期にわたる伴走型支援を実施
- ・随時型対応相談支援や伴走型支援で蓄積したノウハウやスキルを府内に横展開するためのサービス展開マニュアルを作成
- ・単一の市町村では集約できない情報の収集や本事業でサポートする団体の活動、取組の進捗状況を蓄積し、発信することでプロジェクトの情報共有やマネジメントを実施

（2）関係者間のネットワーク化等

- ・地域団体や生活支援コーディネーターのネットワーク化
- ・府内圏域ごとにブロック会議を開催し、顔の見える関係を構築
- ・地域の支え合い活動や互助活動の推進体制を構築するため「住民主体型サービス創出支援推進検討協議会」を設置

目指すべき将来像

支え合いによる地域包括ケアシステムの構築



結果として費用の効率化が図られ、持続可能な介護保険制度が確立される

担 当：地域福祉推進室地域福祉課
 企画調整グループ
 担当者：和田、大久保、山田
 内 線：4504
 直 通：06-6944-6657

《新 規》【知事重点】

平成 29 年度当初予算額 52 万 7 千円

民生委員・児童委員活動の見える化プロジェクト
 全国初！大学生を対象とした体験型インターンシップ・プログラムの実施

【趣旨・目的】

大阪府内では、約 13,000 人の民生委員・児童委員が、地域の見守りや相談等の活動に取り組んでいます。一方、民生委員・児童委員の高齢化や福祉課題の増大・負担感も相まって、担い手の不足が深刻化しています。本プロジェクトを通して、民生委員・児童委員の活動を広く周知し、認知度の向上と将来の担い手確保を図ってまいります。

【事業概要】

大学生が、民生委員・児童委員活動のインターンシップを通じて、地域福祉の現状・課題を学び、地域活動に参加する機会を創出するとともに、地域住民へその意義や魅力を伝えるなど、「見える化」を図るための宣伝部隊として活動します。また、民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりや認知度向上に向けての提案発表等を実施します。

▽参加大学・学生数	▶ 9 校・90 人程度（予定）
▽参画自治体	▶ 12 自治体（予定）
▽研修期間	▶ 平成 29 年 8 月中旬～11 月下旬のうち、10 日程度（予定）
▽研修プログラム	①事前研修（2 日）＊8 月中旬頃 ▶ 民生委員・児童委員活動に求められるスキル・ノウハウ（個人情報の取扱い等）や活動の PR 内容の作成手法を習得 
	②インターンシップ（概ね 5 日）＊8 月中旬～9 月中旬頃 ▶ 大学生が民生委員・児童委員に随行し、地域福祉の実態を把握 ㊟地域住民の見守り支援（高齢者の安否確認等） ㊟地域福祉活動への協力（高齢者・子育てサロン等） ㊟会議への参加（定例会議等） 
	③事後研修（2 日）＊9 月中旬頃 ▶ インターンシップをふりかえり、活動報告会の発表資料や魅力発信に向けた活動 PR 内容（動画・フリーペーパー等）の作成 
	④活動報告会（1 日）＊11 月下旬頃 ▶ インターンシップの活動報告・施策提案及び PR 内容の発表、民生委員・児童委員と意見交換を実施 ▶ 研修修了者に対し「民生委員・児童委員サポーター認定証」を交付
▽その他	【メンター制度の導入】 ▶ モデル事業（H28）に参加した大学生が、メンター（助言者）として今回、参加する大学生のインターンシップ等を支援

担 当 地域福祉推進室地域福祉課
 事業者育成グループ
 担当者 貞末 花川
 内 線 2491
 直 通 06-6944-8950

《新規》

平成29年度当初予算額 6,208万1千円

代替職員確保による実務者研修支援事業 ～現任職員の実務者研修の受講を支援し 介護職員の資質の向上を図ります～

【目 的】

社会福祉士及び介護福祉士法の改正により実務経験者が介護福祉士国家試験を受験する場合に必須となった実務者研修の受講を促進し、介護職員の資質向上を図るとともに、離職防止につなげます。

【事業概要】

介護施設に勤務する介護職員が実務者研修を受講する間の代替職員の雇用経費の一部について補助することにより、研修を受講しやすい環境の整備を進めます。

<対象事業所> 大阪府内の介護保険施設
 <対象となる職種> 介護職員
 <対象となる研修> 社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第2号に基づく研修（実務者研修）
 <補助対象経費> 代替職員に係る経費
 受講者1人あたり月額 35,000円×6月（上限）

《新規》

担当 国民健康保険課
 福祉医療グループ
 担当者 木下、畑
 内線 2475
 直通 06-6944-6683

平成29年度当初予算額 1億5,663万2千円

福祉医療費助成制度再構築関連事業

【目的】

福祉医療費助成制度について、制度の持続可能性の確保の観点から、対象者の範囲を真に必要な方へ選択・集中するとともに、受益と負担の適正化を図ります（平成30年4月実施）。

【事業概要】

- 助成対象者・医療機関に対する広報・周知にかかるチラシ・ポスターの作成・配布
- 市町村のシステム改修に対する補助（補助率1/2・補助上限額310万円）
- 市町村・関係機関との連絡調整 など

〔再構築の概要〕

- 精神障がい者・難病患者への対象拡充
 - 精神障がい者：精神障がい者保健福祉手帳1級所持者
 - 難病患者：難病法の助成対象者のうち、障がい年金1級（特別児童扶養手当1級）該当者
 ※精神病床への入院については対象外とし、今後、精神障がい者の地域移行を充実・強化しつつ、引き続き検討
- 老人医療との整理・統合
 - 年齢に関係なく重度障がい者医療として再構築し、重度障がい者以外の老人医療対象者は対象外（経過措置1年）
- DV被害者への対象拡充
 - 裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者へ対象拡充
- 訪問看護ステーションが行う訪問看護への助成拡充
 - 重度障がい者訪問看護利用料助成制度と整理・統合し、福祉医療費助成制度において訪問看護ステーションが行う訪問看護に助成拡充
- 一部自己負担額の見直し
 - 院外調剤への負担を導入するとともに、1医療機関あたり月2日限度を撤廃した上で、1医療機関あたり1日500円以内とし、月額上限額は3,000円とする。
 - ただし、乳幼児医療・ひとり親家庭医療については現行制度を維持

《再構築後の医療制度別一部自己負担額》

区分	1日あたりの負担額	月2日限度	院外調剤への自己負担	月額上限額
障がい者医療※	1医療機関あたり500円以内/日（現状維持）	撤廃	1薬局あたり500円以内/日	3,000円
ひとり親家庭医療		あり（現状維持）	なし（現状維持）	2,500円（現状維持）
乳幼児医療				

※老人医療の経過措置対象者を含む。